

貯水槽水道の設置者・管理者の方へ

貯水槽(受水槽や高置水槽)は主にアパートやマンションなどの中高層の建築物、工場や学校及び病院などのように一度に多量の水を必要とし、貯水機能を必要とするところに設置されています。

貯水槽を含む水道設備を「貯水槽水道」といい、その管理は設置者(管理者)の義務となつていきます。

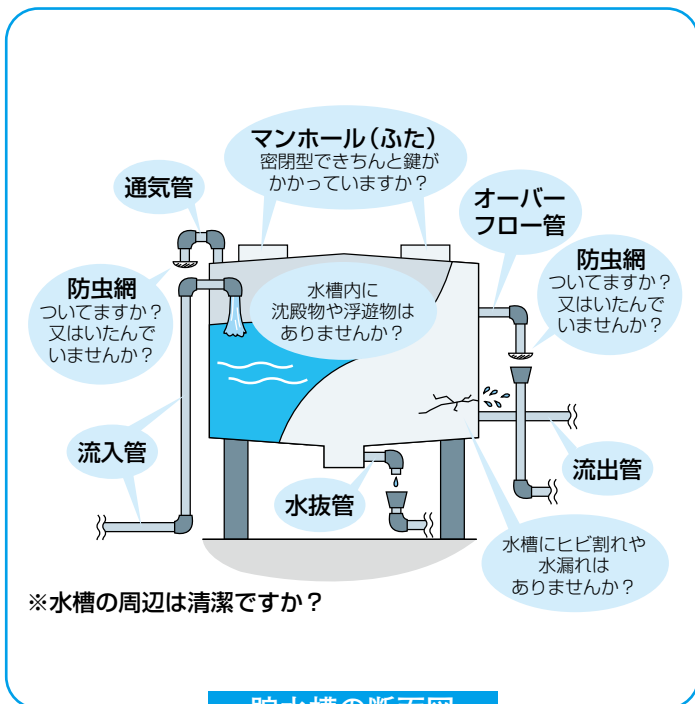
貯水槽水道の管理区分

貯水槽水道は受水槽の容量(有効容量)によって次の2つに分けられます。

- ①簡易専用水道(容量10m³超)
- ②小規模貯水槽水道(容量10m³以下)

●簡易専用水道については水道法の規制を受けるため、下記の管理基準に従って管理をおこなない、毎年1回以上定期に、登録検査機関で検査を受けなければなりません。

●小規模貯水槽水道においても設置者が簡易専用水道に準じた管理をするように努めてください。



貯水槽の断面図

水道法に定める管理基準

- ①水槽の清掃を毎年1回以上定期に、おこなうこと。
- ②有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために定期的に点検をおこなうこと。
- ③給水栓(蛇口等)における水の色、にごり、におい、味、その他の状態により水の異常を認めるときは、水質検査をおこなうこと。

査をおこなうこと。

- ④供給する水が健康を害するおそれのあることを知ったときは、ただちに給水を停止し、関係者に周知させる措置を講じること。

水槽の点検項目

点検については図を参考にし、定期的におこなうようお願いします。

貯水槽の水道の漏水について

近年、貯水槽定水位弁や電磁弁の経年劣化による止水機能の不具合により、貯水槽へ給水(補水)し続けるという状況が発生しています。

この状態では、オーバーフロー管から排水されてしまうため、気が付かず水道料金が大変高額になることがあります。

受水槽の故障や漏水による水量は減免の対象とはなりませんので、目視や流水音を確認するなど、こまめな点検をお願いします。

◇問い合わせ

給水課 給水係
048-591-2775(代)

水道議会だより

北本市選出の2名の水道議員の辞職に伴い、令和3年5月24日(月)の北本市議会において、新たに2名の水道議員が選出されました。

令和3年第1回臨時議会が5月26日(水)に開催され、議長の選挙、副議長の選挙、議会運営委員会委員の選任、議会運営委員会正副委員長の内選の後、次の議案が原案のとおり可決されました。

○桶川北本水道企業団職員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

なお、議会議員は次の方々です。

水道議会議員	
桶川市選出	北本市選出
星野 充生	今関 公美
◎岡安 政彦	○大嶋 達巳
糸井 政樹	滝瀬 光一
江森 誠一	中村 洋子
佐藤 洋	加藤 勝明

議会運営委員	
◎星野 充生	今関 公美
江森 誠一	◎中村 洋子

◎委員長 ○副委員長
(敬称略)